

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年4月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500817号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600003号

第1 結論

昭和52年1月から同年3月までの請求期間、昭和55年4月から昭和57年6月までの請求期間、同年7月から昭和59年6月までの請求期間、同年7月から昭和62年12月までの請求期間及び昭和63年1月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月から昭和57年6月まで
③ 昭和57年7月から昭和59年6月まで
④ 昭和59年7月から昭和62年12月まで
⑤ 昭和63年1月から平成元年3月まで

請求期間①の国民年金保険料は、毎月、父が金融機関の窓口において納付してくれた。

請求期間②の国民年金保険料は、妻が、郵送で届いた納付書を使い、夫婦二人分で1万円前後を定期的に金融機関の窓口において納付した。

請求期間③の国民年金保険料は、昭和59年7月頃に、妻が当時パートで勤務していた会社から支給された給与と夏の賞与で、夫婦分20数万円を、夫婦で社会保険事務所(当時)に出向いて遡って納付した。

請求期間④の国民年金保険料は、昭和62年12月頃に、妻が当時勤務していた会社から支給された冬の賞与で、夫婦分45万円ぐらいを、妻が金融機関の窓口において遡って納付した。

請求期間⑤の国民年金保険料は、昭和63年12月頃に、妻が当時勤務していた会社から支給された冬の賞与で、10万円ぐらいを、夫婦で社会保険事務所に出向いて遡って納付した。

請求期間①から⑤までの期間が未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、請求者は、「母と私たち夫婦の請求期間①の国民年金保険料は、父が3人分を一緒に納付してくれた。」旨陳述しているところ、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求者の妻も当該期間が未納となっている上、オンライン記録によると、請求者の母についても、期間を特定することはできないものの、当該期間に当たる昭和51年度のうち、3か月が未納となっている。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の父は既に死亡しており、当該期間当時の状況を確認することができない。

さらに、請求期間②について、請求者は、「当該期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分

を定期的に納付した。」旨陳述しているが、請求者及びその妻に係る特殊台帳によると、請求者及びその妻の昭和 55 年度から昭和 57 年度までの保険料に関する記録欄(請求者の昭和 55 年度を除く。)には、その翌年度に、国民年金保険料の未納期間に対して納付催告が行われたことを示す催告印が押されており、このことは、定期的に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求期間③及び⑤の国民年金保険料について、請求者は、「夫婦で社会保険事務所に出向いて、遡って納付した。」旨陳述しているが、それぞれ納付したとする期間には、社会保険事務所(当時)において納付できない現年度保険料となる期間が含まれている上、請求期間④を含め、当該期間には現年度及び過年度の国民年金保険料が混在しているため、2種類の異なる納付書が必要となるところ、請求者は、「納付書の種類等について、よく覚えていない。」旨陳述している。

また、請求期間④について、請求者は、「当該期間の国民年金保険料を昭和 62 年 12 月頃に一括して納付した。」旨陳述しているが、当該納付時点では、当該期間のうち、昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 9 月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求期間②から④までについて、請求者は、「当該期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付した。」旨陳述しているが、オンライン記録によると、一緒に国民年金保険料を納付したとする請求者の妻についても、当該期間は未納となっている。

加えて、請求期間②から⑤までの期間を合計すると 9 年と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の父が請求期間①の国民年金保険料を、請求者の妻が請求期間②から⑤までの国民年金保険料をそれぞれ納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500818号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600004号

第1 結論

昭和52年1月から同年3月までの請求期間、昭和55年4月から昭和57年6月までの請求期間、同年7月から昭和59年6月までの請求期間及び同年7月から昭和62年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月から昭和57年6月まで
③ 昭和57年7月から昭和59年6月まで
④ 昭和59年7月から昭和62年12月まで

請求期間①の国民年金保険料は、毎月、義父が金融機関の窓口において納付してくれた。
請求期間②の国民年金保険料は、郵送で届いた納付書を使い、夫婦二人分で1万円前後を定期的に金融機関の窓口において納付した。

請求期間③の国民年金保険料は、昭和59年7月頃に、当時パートで勤務していた会社から支給された給与と夏の賞与で、夫婦分20数万円を、夫婦で社会保険事務所(当時)に向いて遡って納付した。

請求期間④の国民年金保険料は、昭和62年12月頃に、当時勤務していた会社から支給された冬の賞与で、夫婦分として45万円ぐらいを、金融機関の窓口において遡って納付した。

請求期間①から④までの期間が未納とされていることは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、請求者は、「義母と私たち夫婦の請求期間①の国民年金保険料は、義父が3人分を一緒に納付してくれた。」旨陳述しているところ、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、請求者の夫も当該期間が未納となっている上、オンライン記録によると、請求者の義母についても、期間を特定することはできないものの、当該期間に当たる昭和51年度のうち、3か月が未納となっている。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付したとする請求者の義父は既に死亡しており、当該期間当時の状況を確認することができない。

さらに、請求期間②について、請求者は、「当該期間の国民年金保険料は、夫婦分を定期的に納付した。」旨陳述しているが、請求者及びその夫に係る特殊台帳によると、請求者及びその夫の昭和55年度から昭和57年度までの保険料に関する記録欄(請求者の夫の昭和55年度を除く。)には、その翌年度に、国民年金保険料の未納期間に対して納付催告が行われたことを示す催告印が押されており、このことは、定期的に国民年金保険料を納付したとする請求者の陳述と符合しない。

加えて、請求期間③の国民年金保険料について、請求者は、「夫婦で社会保険事務所に出向いて、遡って納付した。」旨陳述しているが、納付したとする期間には、社会保険事務所(当時)において納付できない現年度保険料となる期間が含まれている上、請求期間④を含め、当該期間には現年度及び過年度の国民年金保険料が混在しているため、2種類の異なる納付書が必要となるところ、請求者は、「納付書の種類等について、よく覚えていない。」旨陳述している。

また、請求期間④について、請求者は、「当該期間の国民年金保険料を昭和62年12月頃に一括して納付した。」旨陳述しているが、当該納付時点では、当該期間のうち、昭和59年7月から昭和60年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、請求期間②から④までについて、請求者は、「当該期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付した。」旨陳述しているが、オンライン記録によると、一緒に国民年金保険料を納付したとする請求者の夫についても、当該期間は未納となっている。

加えて、請求期間②から④までの期間を合計すると7年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い。

このほか、請求者の義父が請求期間①の国民年金保険料を、請求者が請求期間②から④までの国民年金保険料をそれぞれ納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500612号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600005号

第1 結論

昭和45年7月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年7月から昭和50年3月まで

昭和42年5月に結婚したが、夫が国民年金に加入していたので私も加入し、それ以降の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に納付した。

請求期間の国民年金保険料については、昭和45年8月にA市からB市C地区に転居したが、自宅兼事務所に来る集金人に、私が夫婦二人分を納付していた。

年金手帳があれば証明になると思うが、現在は手元に無く、他に証明するものは何も無い。しかし、請求期間の国民年金保険料は納付しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間中の昭和45年8月にA市からB市C地区に転居し、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、請求者に係る改製原戸籍の附票を見ると、同年8月8日にA市からB市C地区に転居したことが記載されている。

しかしながら、i) 請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の住所欄を見ると、A市からB市に住所変更したときの住所地は、同市C地区ではなく、その後の住所地である同市D地区と記されており、当該住所変更により、当該台帳が同市を管轄する社会保険事務所(当時)に移管された年月日は、昭和51年11月24日と記されていることを踏まえると、A市からB市への国民年金上の転入届は、昭和51年度に行われたものと推認されること、ii) A市の昭和51年度の国民年金保険料収納・収滞納一覧表を見ると、請求者の収納状況欄には、当該年度中に同市から転出した被保険者であることを示す「テ」の記載が確認できることなどから、B市は、昭和51年頃まで請求者を国民年金被保険者として管理しておらず、請求者は、請求期間の国民年金保険料を同市の集金人に納付できなかったものと考えられる。

また、請求者に係るB市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、請求期間は国民年金保険料の未納を示す空欄であることが確認できる。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。